

少 子 第 1 6 7 6 号
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

各市町村放課後児童健全育成事業主管課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長
(公 印 省 略)

埼玉県放課後児童クラブガイドラインについて (通知)

放課後児童健全育成事業の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) は子ども・子育て支援新制度の創設及び、それに伴う児童福祉法等の改正により、市町村の事業として法制化されました。

県では、法制化を受け、これまでの県独自の「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」について、法令等を踏まえた上で、県全体のクラブの質の向上を図るための望ましい基準へと見直すこととし、このたび、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を策定しました。

放課後児童クラブを実施する際には、市町村条例等を遵守した上で、国の放課後児童クラブ運営指針と併せ、この県放課後児童クラブガイドラインを各クラブの設備及び運営の向上への参考としてくださるようお願いいたします。

また、各市町村におかれましては、管内の放課後児童クラブ関係者に当ガイドラインを周知くださるよう、よろしくお願いいたします。

担 当 子育て環境整備担当 田島
電 話 0 4 8 (8 3 0) 3 3 2 2
F A X 0 4 8 (8 3 0) 4 7 8 4